○本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成18年1月10日 条例第65号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第 3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手 続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

- 第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該 公の施設(以下「当該施設」という。)に係る指定管理者の指定を受けようと する団体を公募するものとする。
- 2 市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、前項の規定による公募によらず、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。
- 3 次条及び第4条の規定は、前項の場合について準用する。 (指定管理者の指定の申請)
- 第3条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、 規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
 - (2) 管理に係る収支計算書
 - (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定管理者の指定)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準 に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者として選定し、 議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。
 - (1) 前条に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)による公

- の施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものである こと。
- (2) 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 本市の市長、副市長、教育長及び市議会の議員並びにこれらの者の親族(配偶者及び2親等内の血族に限る。)が、本市の指定管理者の指定を受けようとする法人(市長、副市長及び教育長にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第122条に規定する法人を除く。)の無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人又は団体の役員若しくはこれに準ずべき者でないこと。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。第7条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項 (業務報告の聴取等)
- 第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、

実地に調査又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の 責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当で ないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全 部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部 若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長 はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

- 第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (個人情報の保護等)
- 第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報が適切に管理されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該施設の管理に関し知り得た個人情報及び職務上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、 第2条から第8条までの規定(第4条第1項第4号の規定を除く。)及び次条 中「市長」とあるのは「教育委員会」とし、第3条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年本庄市条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年3月30日条例第198号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日条例第232号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。